

基本的な考え方

第三者機関の権限の委任(第四十四条)

- 政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

<産業界の考え方>

事業所管大臣等への委任を認めることが示されたが、委任できる場合と範囲を明確に限定すべきである。また、**企業に対する行政の窓口は一元化**し、万が一にも複数の行政機関から企業に対し重複した報告・説明の聴取が求められたり、法令等の異なった解釈が出されることがあってはならない。今後ますます増えると見込まれる分野横断的な案件において、分野ごとの判断が異なれば、民間事業者の萎縮を招き、データ利活用促進を妨げることが懸念される。

基本的な考え方

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(附則第十二条)

- 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を**集約し、一体的に規定**することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

＜産業界の考え方＞

方向性に賛成。保有機関によって異なる取扱いが求められることは、高度医療など国益に資する研究等の阻害要因となりうる。個人情報の保護と利活用に関する**行政組織・体制が重疊的な執行体勢とならないよう**、今後、議論されることを期待。